

令和2年11月27日
環境生活部

新型コロナ対策実施中ポスター掲示店舗・施設に対する感染防止対策の確認について

1 確認調査の概要

新型コロナ対策実施中ポスターの信用性を高め、ポスター掲示施設が感染防止対策に積極的に取り組んでいることを県民にお知らせするという目的を達成するため、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県民への情報提供(呼びかけ)基準」により施設名や施設の業種・業態等が発表された際に(従業員間での感染に係るものを除く)、ポスター利用規約第5条第2号に基づき調査を行っている。

「新型コロナ対策実施中ポスター」(飲食店・小売・サービス業等用)利用規約

第5条 本フォームの利用について、申請者は次の事項に留意してください。

2 ポスターを掲示する事業者に対し、宮城県又はその指示を受けた者が店舗・施設に連絡又は訪問し、感染防止対策について確認をさせていただく場合があります。

3 申請内容が虚偽であった場合やその他宮城県が不適切と判断した場合は発行したデータの利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

(1) 調査対象施設及び調査の時期

原則として公表された施設が所在する市町村内の同業種・同業態のポスター掲示施設から5店舗程度抽出し、公表された週の翌週に実施

(2) 実施機関

仙台市内: 食と暮らしの安全推進課(仙台市とも連携の上実施)

仙台市以外: 調査を実施する施設が所在する市町村を所管する保健所(支所)

(3) 調査方法

実施機関の職員が施設等を訪問し、ポスターの申請時に記入した感染症対策のチェックリストの各項目について店長等から実施状況の説明を受け、又は目視により確認

2 調査の実施状況

(1) 調査実施日

令和2年10月13・14日、20～22日、11月4～6日、10・12日、17～19日

(2) 調査施設

飲食店(接待を伴うもの・酒類を提供するもの)、カラオケ店、インターネットカフェ

26店舗(市町別の内訳: 仙台市青葉区17、石巻市3、名取市6)

※ポスター掲示施設数 (R2.11.20 現在)

飲食店: 1,258 店舗, 小売業・サービス業等: 1,371 施設

(3) 調査結果

調査を実施した全ての店舗・施設において、ポスター掲示継続について適切と認められ、利用規約第5条第3号によりポスターの撤去等を行った施設はなかった。(ただし、一部、改善助言を行った項目もあった。)